

改正

平成29年3月31日告示第88号

平成31年4月25日告示第182号

令和元年5月1日告示第1号

令和6年3月25日告示第95号

鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護予防の取組を総合的に支援することにより、地域における介護予防の機能強化や高齢者の自立支援に資する取組を促進するため、鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号）第4条第2号オに規定する地域リハビリテーション活動支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、鹿屋市とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる公益法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等に事業の一部を委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業は、通所介護事業所、訪問介護事業所、介護予防・生活支援サービス事業所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場その他介護予防に資する活動を行っている団体（以下「事業所等」という。）に対し、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等をいう。以下同じ。）を派遣し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 市民への介護予防に関する技術的助言
- (2) 介護職員等（介護サービス事業所に従事する者を含む。）への介護予防に関する技術的助言
- (3) 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援

2 リハビリテーション専門職の派遣は、1回当たり1時間程度とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(事業の利用申請)

第4条 事業を利用しようとする事業所等（市が主催する地域ケア会議を除く。）は、あらかじめ

鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業利用（変更・決定取消）申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の利用決定等）

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用を決定したときは、鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業利用決定（変更・取消）通知書（別記第2号様式）により事業所等に通知し、事業の委託を行っている場合は受託者にその写しを送付するものとする。

（利用決定の内容変更等）

第6条 前条に規定する決定の通知を受けた事業所等（市が主催する地域ケア会議を除く。）は、前条に規定する決定の内容に変更が生じたとき、又は決定の取消しを受けようとするときは、鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業利用（変更・決定取消）申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業利用決定（変更・取消）通知書（別記第2号様式）により事業所等に通知し、事業の委託を行っている場合は受託者にその写しを送付するものとする。

（市主催の地域ケア会議における事業利用）

第7条 市長は、事業の委託を行っている場合において、市主催の地域ケア会議で事業を利用するときは、あらかじめ文書により受託者にリハビリテーション専門職の派遣希望日を通知するものとする。利用内容の変更及び利用の中止の場合も、また、同様とする。

（実績報告）

第8条 受託者は、事業の実施状況を事業実施月の翌月10日までに、市長に報告しなければならない。ただし、3月実施分は、事業終了後速やかに報告するものとする。

（守秘義務）

第9条 受託者及び事業に従事する者は、事業を行うに当たっては、利用者の人格を尊重するとともに、利用者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（遵守事項）

第10条 事業に従事する者は、その業務を行うに当たっては、関係法令、条例、規則その他関係規定を遵守し、職務上の指示に従わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第88号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月25日告示第182号)

改正

令和元年5月1日告示第1号

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月1日告示第1号)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日告示第95号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。